

ニュース・レター

NEWS LETTER
Mar 31 2003

vol.
22



【写真上】アサザの花。花の色は黄色である。

【写真右】湖でのアサザの植え付け作業。授業として行われている。



CONTENTS

- ② 高村ゆかり・環境保護のための市民参加の国際的保障～オース条約はどのような条約か
- ④ 「オース条約を日本で実現するNGOネットワーク」が発足
- ⑥ PRTR情報公開に合わせ、有害化学物質削減をめざす国際シンポジウム
- ⑦ 日本のPRTRデータが公開／環境教育ビデオ「4Rでゴミダイエット」が文部科学省選定に
- ⑧ 国民会議ブックレット『化学汚染から子どもを守る』が発行されました
- ⑨ 飯島 博・「隣の環境NGO」特定非営利活動法人アサザ基金
- ⑩ 「発起人からひとこと」北野大さん
- ⑬ 中下 裕子・「子ども環境保護法」(仮称)の制定を！
- ⑮ International News Clip (最近の国際動向)

環境保護のための市民参加の国際的保障 ～オーフス条約はどのような条約か～



静岡大学

高村ゆかり

オーフス条約は、国連欧州経済委員会が1998年6月に採択し、2001年10月に発効した国際条約で、環境問題を解決するために、積極的に市民を参画させようという内容を定めています。

環境NGOにとって有用な条約なのですが、残念ながら日本ではほとんど知られていません。今回は、静岡大学・助教授の高村ゆかりさんにオーフス条約の解説をご寄稿いただきました。

また、国民会議も参加しているネットワークで行った、オーフス条約の内容にも深く関連する二つのシンポジウムの概要をご紹介します。

(構成：橘高真佐美・国民会議常任幹事)

1. はじめに

伝統的に、国際法は、環境情報がどのように市民に開示されるか、市民の参加の機会がどのように保障されるかについて各国に委ねてきた。1992年の地球サミットで採択されたりオ宣言の原則10は、環境問題はすべての市民の参加により最も適切に対処されとし、公的機関保有の環境情報を市民が適正に入手できること、意思決定過程への参加の機会と司法手続や行政手続への効果的な参加の機会が市民に与えられるべきことを宣言した。そして、1998年には、環境分野での市民の参加の権利の国際的保障をめざす条約が登場する。

それが、欧州諸国、ロシア、米国、カナダなどからなる国連欧州経済委員会の枠組において、デンマーク・オーフスで開催された第4回欧州のための汎欧州環境閣僚会議が採択した「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定への市民参加、及び、裁判を受ける権利に関する条約」(オーフス条約)である。同条約は、2001年10月30日に発効し、03年3月14日現在、ベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、旧社会主義国など23カ国が批准している。

2. オーフス条約はどのような条約か

オーフス条約は、条約を批准した国(締約国)が、環境に関する、①情報へのアクセス権、②意思決定への参加権、③裁判を受ける権利を、すべての人に保障することをその目的とし、各国が、最低限市民に保障しなければならない国際的基準を定めている。これら3つの権利にはそれぞれ意義があるが、情報へのアクセス権の保障は、意思決定への市民の参加

権を効果的に保障する条件でもある。また、裁判を受ける権利は、他の2つの権利が保障されない場合に、裁判所などを通じて権利の実現を確保することで、情報へのアクセスや市民の参加を紙の上だけのものではなく現実のものとする役割を果たしている。

①環境情報へのアクセス権（4条、5条）

まず、条約は、公的機関が保有している環境情報の開示を市民が請求できる権利を保障する。公的機関は、市民からの請求に応じて情報を提供しなければならない（4条）。

ここで開示請求の対象となる「環境情報」の範囲は広い。「環境情報」とは、(a) 大気や水などの環境要素の状態に関する情報、(b) 環境要素に悪影響を与えるか与えるおそれのある要因や活動、措置に関する情報や環境に関する政策決定に用いられる経済分析や経済仮説、(c) 環境要素や (b) の要因、活動、措置により悪影響を与えるか与えるおそれのある、人の健康や安全、文化遺産、建造物を含む人為的環境の状態をいう。(a) には、屋内の環境要素の状態や景観、生物多様性、遺伝子改変生物などに関する情報も含まれる。(b) には、環境要素に影響を与えさえすれば、輸送計画や観光計画といったいわゆる「環境」政策の枠に含まれてこなかったものも、企業と政府の間で結ばれる自主協定もその対象となる。

開示はできるだけ速やかに、遅くとも1カ月以内に行われなければならない。公的機関が請求された情報を保有していない場合、請求が明白に不合理であるかあまりに一般的な場合、未完成のデータや内部情報に関するデータ（以上4条3項）、情報開示が国際関係、国防、裁判過程、知的所有権、商業上の秘密や個人情報の秘密に悪影響を及ぼすおそれがある場合など（以上4条4項）に、非開示の理由を限定している。未完成のデータや内部情報に関するデータの非開示は、国内法で認められている場合のみ認められ、事実に関するデータや一度第三者に開示されたデータは、内部情報とはみなされない。

さらに、これらの非開示理由を適用する際には、情報開示により得られる公益を考慮して、また、情報が環境中への排出に関するものであるかも考慮して、限定的に解釈される。非開示の場合には、その理由に加えて、非開示決定の妥当性の再検討を求め

ることができる手続に関する情報を書面で提供しなければならない。情報開示について手数料を取ることができるが、合理的な金額でなければならない。

加えて、情報開示の前提として、国家は、市民からの請求がなくても、公的機関が環境情報を収集し普及するよう確保する義務を負う（5条）。環境に重大な影響を与える可能性のある活動を行う事業者が、その事業や製品が環境に与える影響を定期的に市民に知らせよう奨励する義務も締約国は負う。

②環境に関する意思決定への市民の参加の権利（6条～8条）

次に、国家は、公的機関が、附属書Iに定める活動の許可決定や環境の重大な影響を与えうる活動の許可決定により影響を受ける可能性がある市民またはそれらの決定に利益を有する市民に、決定の初期段階で、これらの市民が意思決定に参加するのに必要なすべての情報を提供するようにしなければならない（6条）。附属書Iはほとんどの産業活動を対象としている。これらの情報の提供は、情報が利用可能となった段階で直ちに、かつ、無料で行われなければならない。

また、国家は、環境に関する計画や政策の策定における市民参加に関する規定を定めなければならない（7条）。環境に重大な影響を有しうる法律、規則および法的拘束力を有する規範の作成については、選択肢がまだある適当な段階で効果的な市民参加を促進するよう努力しなければならない（8条）。

③裁判を受ける権利（9条）

4条の情報開示請求が不当に認められなかったと考える人や6条に関する決定の合法性を争う十分な利益を有する関係市民が、裁判所やその他の公正な独立機関においてその決定の再検討を求める権利が保障されるよう、国家は確保しなければならない。

市民が訴訟を提起するには、決定に「十分な利益」さえ有していればよい。「十分な利益」の内容は、国内法の定める条件にしたがって決定されるが、裁判を受ける権利の広範な保障という条約の目的と合致するように決定されなければならない。

オーフス条約上NGOと認められるNGOは、すべて「十分な利益」を有し訴訟を提起する権利を有する。さらに、自国の環境法に反する私人や公的機

関の行為について、市民が行政手続または司法手続により争う権利も国家は保障しなければならない。

3. オーフス条約の特徴点—権利を有する「市民」と義務を負う「公的機関」の範囲

オーフス条約で注目されるのは、情報へのアクセスと意思決定への参加の権利を享受する「市民」の範囲と権利を保障すべき「公的機関」の範囲がきわめて広いことである。権利を享受する「市民」には、個人、法人に加えて、国内法の定める条件を満たすNGOやグループも含まれる。国籍、居所、市民権、登録地による差別は禁止されている。また、権利を保障すべき「公的機関」には、国家や地方公共団体に加えて、法令や国家／地方公共団体の決定により設置される公的企業や公社などの公益事業体も含まれる。環境保護を所管しない機関も対象となる。さらに、これらの機関のもとで、環境に関連して公的責任や公的機能を有するか、公役務を提供する個人や法人も含まれる。

このように「公的機関」を幅広く定義するのは、

各国における最近の「民営化」の動向に対応するものである。条約の規定によれば、市民は、政府機関の規制のもとで水供給や廃棄物の収集や処理を行う個人や企業に対しても情報の開示を求めることができ、国家は、これらの活動に関する決定への市民の参加を保障しなければならない。

4. 結びにかえて

オーフス条約は、その採択後も、より効果的な市民参加の保障をめざして、遺伝子改変生物に関する規則の作成、PRT制度に関する議定書策定(2003年5月採択予定)などの作業を進めている。オーフス条約に違反する国家について、市民やNGOが条約機関に申立を行うことができる遵守制度も設けられた。

EUも、当面の優先課題の一つとして現在オーフス条約批准の手続を進めており、今後のEU各国の環境法に少なからぬ影響を与えると思われる。我が国が、オーフス条約のアプローチに学ぶ点は少ない。

「オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク」(仮称)が発足

国民会議では、一昨秋より環境政策への市民参加をすすめる政策提言を目的に、複数の環境NGOと「NGO参画法制定ネットワーク(仮称)」準備会を結成し、市民やNGO参画について各国の法制度について学習会を開催してきました。この学習会の中で、オーフス条約に出会い、同条約や関係する法律・環境分野について勉強すると同時に、オーフス条約の日本語版の準備も進めてきました。今後、本格的にオーフス条約の内容を日本で実現していくことをめざして、このネットワークは発展的に解消し、新たに「オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク(略称：オーフス・ネット)」の発足が提案されました。

アジアで市民参画を実現しよう

3月10日に衆議院第一議員会館で行われたシンポジウムでは、中下事務局長が「オーフス条約のアジア版を作って、日本だけでなくアジアで市民参画を実現しよう」と、オーフス・ネットの発足を提案しました。

今後、オーフス・ネットでは、オーフス条約に関する普及・啓発活動、日本での市民・NGO参画の法システムについての政策提言、オーフス条約への加入、またはアジア版オーフス条約の成立をめざして活動していく予定です。

当面は、日本では司法制度改革の動きを踏まえた意見書等を提出すること、環境基本法の改正提言を



基調講演を行う越智敏裕さん（日本弁護士連合会・司法改革調査室）

作成すること、学習会やシンポジウムを開催すること、オーフス条約についてのわかりやすい解説書を発行することなどを行っています。

環境保全のための市民・NGOの裁判を起こす権利の確立を

オーフス条約の3つの柱のうち、司法へのアクセスについては、日本の実情は他の先進国から大きく遅れを取っているといわざるを得ません。たとえば、現在の日本の行政訴訟は、非常に使いにくいものです。

シンポジウムで基調講演をされた弁護士の越智敏裕さんは、裁判所から、訴える資格（原告適格）がない、あるいは訴訟の対象になりませんと言われ、訴訟を起こせないことが多い、裁判になったとしても事業はそのまま進められてしまい実効性がない、

など具体的にいくつも問題点を指摘しました。

現在、高いハードルとなっている「原告適格」の問題を克服する方法としては、環境保全に取り組むNGOなどの団体が訴訟を起こせるようにする「団体訴訟」制度を導入するという方法と、個人でも公益のための訴訟を起こせるようにする「市民訴訟」制度の導入があります。

もう一人の基調講演者、甲南大学教授の大久保規子さんによると、ドイツの環境団体訴訟制度では、自然保護の分野については、行政庁から承認を受けた公共性の高い環境NGOが環境行政を監視するという役割を担っていて、それらの団体は参加し、意見をいう権利が保障されているそうです。

意思決定の過程で意見を表明できなかった、あるいは意見を表明するために十分な情報が与えられなかったとすれば、「参加権が侵害された」ことになり、訴訟を起こせるし、また公益に関わることで訴訟を起こせるので、参加の実効性が確保されているそうです。

先進国では、団体訴訟か、市民訴訟のどちらかが取り入れられています。日本でもこれらのどちらか、あるいは両方が導入されることが望まれます。

オーフス条約実現を望むNGOの声

お二人の基調講演に続いて、NGOから、日本の司法制度が抱える問題についての報告やオーフス条約の実現への期待が語られました。

発表を行ったのは、市民立法機構、高尾山天狗裁判原告団、全国市民オンブズマン連絡会議、全国消費者団体連合会、WWFジャパン、情報公開クリアリングハウス、メコンウォッチ、廃棄物処分場問題全国ネットワーク、原子力資料情報室、気候ネットワーク、水源開発問題全国連絡会の11団体のメンバー。

オーフス条約が日本で実現し、市民・NGOが裁判を起こすことが認められるようになれば、NGOにとって強力な武器になります。オーフス・ネットでは、今後、幅広い団体のネットワークへの参加を呼びかけ、NGOが参画できるような制度づくりに向けて法制度の改正提言などを行っていきたいと思いますので、国民会議の会員の皆様にもぜひご参加・ご協力をお願い申し上げます。

P R T R 情報公開に合わせ、有害化学物質削減をめざす国際シンポジウム

3月8日に、国民会議もメンバーとして参加している有害化学物質削減ネットワーク（Tウオッチ）が早稲田大学国際会議場にて「有害化学物質削減をめざす国際シンポジウム もっと知りたい！環境情報、もっと進めたい！市民参加——欧米における『環境情報へのアクセスと市民参加』に学ぶ——」を開催し、中下裕子事務局長もパネリストの一人として出席しました。

オーフス条約とP R T R 制度

P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）制度は、有害化学物質が工場などから、どれぐらい環境に排出されたか、廃棄物が発生したのか、国が集計し、公表する制度です。日本では、工場など以外にも、家庭や農地、自動車などから環境に排出された化学物質の量も推計され、あわせて公表されます。

オーフス条約とP R T R 制度との関連について。P R T R 情報は環境へどれぐらい化学物質が排出・移動したかという「環境情報」の一つであり、このP R T R 情報を一般の市民の皆さんに分かりやすく提供していくということは、オーフス条約の定める「環境情報へのアクセス」の問題に関わります。

英国・地球の友のメアリー・テイラーさんは、2003年5月にキエフで行われる会議で発効する予定のP R T R 議定書について報告してくれました。この議定書は、これからP R T R 制度を取り入れようとする国の参考になるように国連欧州経済委員会で準備されたものです。

海外NGOが発信するP R T R 情報

P R T R 制度が実施されてから時間が経っている

海外では、実際NGOによってどのような情報提供がされているのでしょうか。海外NGOからの報告の一部をご紹介します。どちらのNGOも国から出される膨大なデータを一般の人々にとって分かりやすく、行動を変えるきっかけとなるような意味のあるデータをして提供することに力を注いでいます。英国・地球の友では、物質ごと、あるいは毒性ごとに排出量の多い工場を上位から10工場と、それらの工場の排出量が全国の排出量に占める割合を示す表を簡単に表示させることができる「ファクトリー・ウォッチ」というページを作っています。

また、環境防衛協議会カナダでは、P R T R データ以外にも、食品に含まれる有害化学物質についての情報を提供するページ「フード・ウォッチ」を作っています。このページでは、典型的なカナダ人の食べるメニューを選んだときに、どのような化学物質が含まれているかを示します。

日本のNGOが発信するP R T R 情報

日本でもTウオッチやエコケミストリー研究会が市民向けのホームページでP R T R 情報の提供を行っていく予定です。エコケミ研では、P R T R 報告対象物質の毒性・物質情報だけでなく、農薬の使用状況、工業薬品等からの排出状況、下水道放流と廃棄物搬出情報などが提供されます。

Tウオッチでは、双方向の情報提供をめざし、掲示板や電子会議室を充実させるほか、家庭で使用される製品などから排出される化学物質の情報を提供し、化学物質の排出削減に結び付けていく予定です。日本でも、3月20日から初めてP R T R 情報が公開されます。

P R T R 等情報提供ページ

イギリス	Factory Watch	http://www.foe.co.uk/factorywatch/
カナダ	Pollution Watch	http://www.PollutionWatch.org
カナダ	Food Watch	http://www.FoodWatch.ca
日本	Tウオッチ	http://www.toxwatch.net
日本	エコケミストリー研究会	http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/

日本のPRTRデータが初めて公開されました！

アメリカやカナダなどではすでに長い歴史をもつPRTR制度ですが、いよいよ日本でもデータが初公開されます。2001年度の排出量・移動量について、全国およそ3万5千の事業所から届出があったそうですが、3月20日（木）14時から環境省のホームページに集計結果を取りまとめ公表するとともに、個別事業所毎のデータについては開示請求の受付を開始します。集計されたデータをグラフや地図などに加工したものもホームページに掲載する予定とのこと。

開示されたデータを見れば、どこの事業所からどのような物質が排出されているのかが分かります。対象の物

質には、環境ホルモンやダイオキシンも含まれています。

せっかく開示されたデータですので、どんどん活用して、不明な点や不安に感じるものがあれば、該当する事業所や自治体、省庁の担当者に連絡を取ってみましょう。データがHPに掲載されているかどうかチェックしてみてください。環境省のホームページに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html/>

○環境省環境保健部環境安全課内 PRTR開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

合同庁舎第5号館25階

環境教育ビデオセット『4Rでゴミダイエット』が文部科学省選定に!! 多くの方にご紹介ください!!

文部科学省選定が異例の早さで決定

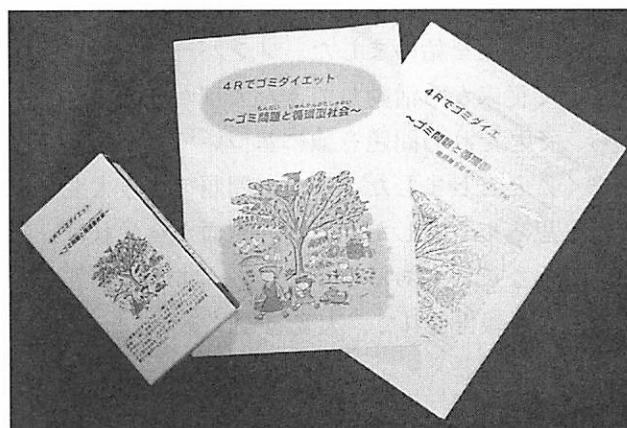
WWFジャパンと日興アセットマネジメントによる、WWF・日興グリーンインベスターズ基金の助成金を2年間連続で受けることができ、昨年3月環境教育ビデオセット『4Rでゴミダイエット』が完成したことは、すでにお知らせした通りです。

このビデオセットをさらに広く多くの子どもたちに使ってほしいとの観点から、昨年9月末に教育映画等の分野における文部科学省選定のための申請をしました。文科省の担当者の方に説明をしたところ、「現場ではこういう教材があると助かりますよね」とのことで、ほぼ1カ月で早々と選定決定の通知をいただきました。

対象は小学校高学年、中学校、高校、成人と幅広く設定され、科目としては情操教育ですが、学校教育現場では家庭科、社会科、理科、総合学習などの時間に適用され、また一般には勉強会や夏休みの課題にも使えます。

現在指導者用テキスト更新作業中

現在、新学期に向けて指導者用テキストの更新作業に入っています。昨年の完成時には費用や時間的な制約で入りきらなかったより詳しい内容（拡大生産者責任、エコラベルなど）、チェックシートの充実、



環境教育ビデオセット『4Rでゴミダイエット』
1セット税込6000円：ビデオテープ16分＋児童用テキスト、指導者用テキスト各1冊

最新のダイオキシン類発生源インベントリなどを、より充実したテキストとなるよう、盛り込むことになっています。

子どもへの廃棄物教育は環境教育＋消費者教育＋生産者教育との観点から、より多くの子どもに使ってほしいと思います。文部科学省選定ということでさらに各所にもお奨めしやすい教育セットとなりました。お近くの学校、教育委員会、図書館、公民館など、より広くより多くの方にご紹介ください。

お問い合わせ、案内チラシ・申込書のご請求環境教育チームの山田久美子まで（ファックス：042-943-2372、Eメール：tkumiko@poplar.ocn.ne.jp）



国会会議ブックレット

『化学汚染から子どもを守る』 を発行しました！

子どもプロジェクト座長

松崎 早苗

環境ホルモン委員会と毒物の社会委員会の合同で「子どもプロジェクト」を発足させてから1年半経ちました。子どもたちの体の中に多くの化学物質が入り込んで苦しめていることを、少しでも多くの人たちにわかってもらい、子どもたち自身にも知ってもらおうと作業を始めました。メンバーはいろいろなテーマで従来から活動してきた人ばかりです。ですから、それぞれの問題意識に基づいて得意なところを書くこととしました。一つの問題ですら大変なことだと思ってきましたが、別の側面から見れば「えっ、そんなこともあるの？」というような実態がメンバーから報告されて、大変勉強になりました。

主な内容

- ・子どもの発達段階への影響（受精から出生まで、新生児・乳幼児から学齢期へ、思春期）
- ・子どもの食べ物
- ・住まいと衣類、洗剤
- ・遊びやおもちゃ、化粧品、百円ショップ
- ・学校の化学物質
- ・病院、薬、歯科薬、避妊ピル
- ・子どもを守る制度や海外NGOの取り組み
- ・コラムとして：タバコ、アトピック子、農薬や廃棄物処分場と子どもの問題や海外の話題など。

子どもの親となるべき若い人たちの体から、そもそも毒物を遠ざけなければならないことを、胎児期の発達影響で述べました。家や学校や病院など、子育ての現場で化学物質（薬、殺菌剤、工業製品など）

がいかに多く、不必要な化学物質曝露を子どもに強いているかも指摘しました。子どもが自我を主張するころになると、コマーシャルによって子どもの欲望（時には親の欲望）を喚起し、毒物を食べたり身につけたりすることが「嬉しいこと」と思いこまされます。毛染め薬やマニキュア剤など子ども化粧品に含まれている化学物質もしらべ、化粧の流行にも警鐘を鳴らしました。流行に乗らない子どもをいじめるような画一社会が一層事態を悪くしています。子どもたちには、「嬉しいこと」はもっと別のところに発見して豊かな人生を歩んでももらいたいと願わずにはいられません。

「口に入れる」「体に触れる」を減らす

子どもはもちろんのこと私たちは環境汚染、たとえばゴミ処分場からの排気や自動車排気ガス、一般環境の大気汚染や水（水道水）汚染から化学物質曝露を受けて、それが健康に影響しているのですが、そこへ一足飛びに行って理解することはなかなか難しいことが分かりました。ですから、直接口に入るもの、体に触れるものが中心になりました。それだけでも注意すれば、随分曝露量を減らすことができます。そこを入り口として、一般環境をきれいにすることが根本解決であるという方向に行きたいものだと思います。

特定非営利活動法人アサザ基金

代表理事 飯島 博

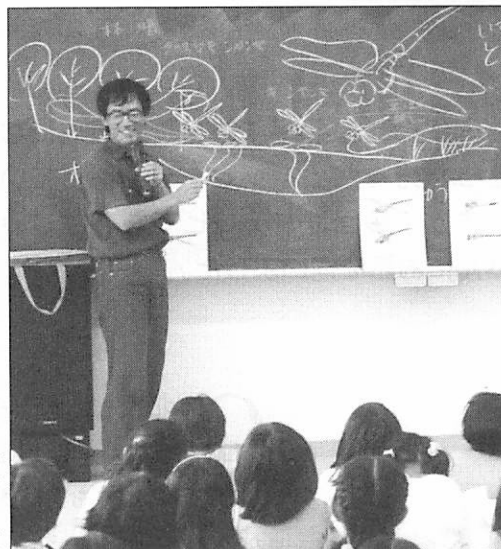
湖と森と人を結ぶ霞ヶ浦再生事業「アサザプロジェクト」を行うNPO。流域の多様な組織が連携して進めるアサザプロジェクトは、湖の再生事業であると同時に、地域振興や流域ぐるみの環境教育プログラムとしても機能している。アサザプロジェクトは霞ヶ浦と流域全域を対象とした環境保全再生事業で、住民やNGO、NPO、行政、学校、農林水産業、企業、研究機関などが参加した広域ネットワークによって担われている。これらの多様な主体の協働によって進められるアサザプロジェクトは、従来の公共事業とは異なる市民型公共事業を提唱し実践している。わたしたちの目標は、社会システムの再構築を通して従来型公共事業を根本的に変革していくことである。

アサザプロジェクトには、これまでに流域の170の小中学校、企業、一般市民を含む7万1千人が参加。小中学校ではアサザプロジェクトによる授業も行っている。アサザプロジェクトが進める環境教育は環境再生事業と一体のものであり、多くの小学校が公共事業に積極的に参加している。小学校の活動は市民型公共事業を推進する上で、中心的な役割を担っている。

市民型公共事業は、従来型公共事業の縦割り地域割りを打破する取り組みである。従来型公共事業が自己完結型であるのに対して、市民型公共事業は生活者の視点に立ち循環型事業の展開をめざしている。アサザプロジェクトは流域の間伐材等を活用した湖の再生事業を提案した。この提案が国の公共事業で採用された結果、湖の再生事業に合わせて流域の森林管理（間伐、下刈り等）を広域的に実施できる体制が生まれた。自然保護の理念に沿って森林管理を行い間伐材や粗朶を湖の再生事業に供給する（有）霞ヶ浦粗朶組合が設立され、湖の水源である流域の森林管理を行っている。アサザプロジェクトと連携した産業の育成によって、広域的な環境全事業の展開と同時に、雇用の創出といった社会的効果も実現した。

アサザプロジェクトは湖と森林の他にも、水田や流入

小学校での出前授業（教師は飯島さん）。年間百七十校で実施している。



河川、溜め池など多様な環境を保全する事業を行っている。また、それらの取組を通して行政組織の枠を超えた新たな取り組み（例えば国と市町村が個別に行っていた公共事業の連携など）を実現している。

アサザプロジェクトは、1998年版環境白書で、「住民による源流から湖までトータルできめ細かな流域管理をめざす先進的事例」として紹介された。同年版建設白書にも「市民の提案による公共事業」として紹介された。

アサザプロジェクトは、100年計画である。オオヒシクイやツル、コウノトリなど、10年ごとに野生生物を取り戻す目標をたて、事業を展開する。これらの野生生物たちが、それまでにわたしたちが構築した社会システムを評価するのだ。つまり、わたしたちがこれから造り上げる社会を野生生物たちと湖の自然に評価してもらう取り組みである。アサザプロジェクトは多様な主体の協働により循環型社会を構築して、100年後にトキの棲める環境と社会を目指している。

連絡先：〒300-1233 茨城県牛久市栄町6-387

NPO法人アサザ基金 飯島 博

Tel・Fax 029-871-7166

Email: asaza@fsinet.or.jp

<http://www.kasumigaura.net/asaza>

子ども用<http://www.kasumigaura.net/kids/>

発起人からひとこと

第6回



国民会議発起人
淑徳大学 国際コミュニケーション学部 経営環境学科教授
北野 大さん

国民会議の発足にあたり発起人になってくださった方々からメッセージを寄せていただいています。今回は、テレビでもおなじみの北野大さんにお話を伺いました。

Q 北野先生はテレビによくご出演されていますが、ご専門が化学物質ということをご存じない方も実は多いのではないのでしょうか？

——テレビでは下町のおじさんですが、本職は淑徳大学の教員です。私には、たまたま、北野たけしという弟がいて、「弟の七光り」でテレビに出るようになりました。民放の場合は、環境問題については、あまり取り上げてくれませんね。一度、「サンデーモーニング」のお正月特番で取り上げてくれたことがあります。たとえばP R T R制度について新聞の一面に記事が出ていても、テレビで話題にすることは難しいのが現状です。わたしもテレビでは、「下町のおじさん」としてのコメントが多く、なかなか自分の専門を伝える機会がありません。

そのおかげで、研究は真面目にやっているのか、いつ学校に行っているのかという目で見られることもあります。しかし、私は淑徳大学で教えていますし、現在は経営環境学科の学科長でもあります。経済産業省や環境省などの審議会の委員などもお引き受けしています。マスメディアの影響力は大きく、誤解されることもありますが、私の本職は淑徳大学の教員です。

Q たけしさんとも環境問題についてお話をされますか？

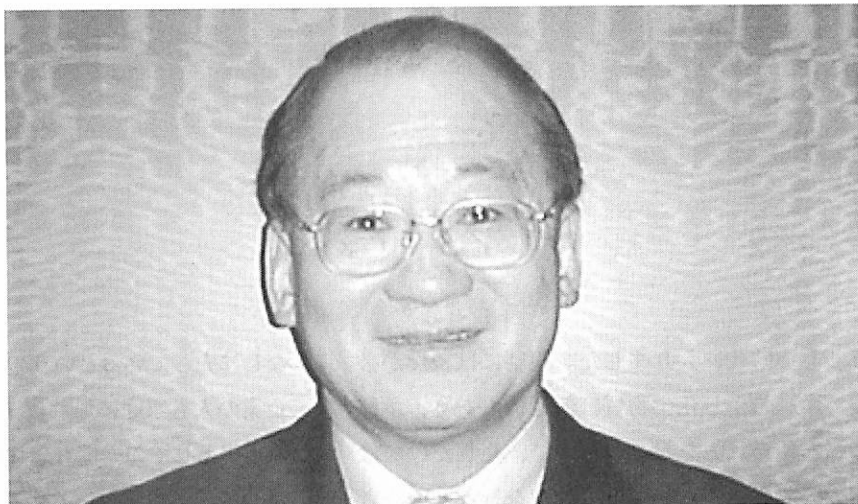
——彼は環境問題の本質を良く理解しています。環境問題の原因は人間の活動です。弟はその本

質をよく理解しています。彼らしい言い方なのですが、「地球にやさしくしたかったら人間を殺せ」と。もちろん、半分冗談ですけど。弟がいつもいうのは「しゃべるなら実行しろ」ということです。きれいごとを言うだけで行動はしない、というのは許されない。環境問題について話すのであれば、タバコを吸うな、外車に乗るなというのが彼の言い分ですね。タバコは室内空気を汚染しますし、大きな車は燃費も悪いですから。

Q 化学物質とのかかわりを教えていただけますか。

——化学物質の環境内運命を研究しています。大学院で機器分析化学を研究し、財団法人化学物品検査協会に入りました。私が担当したのは、化学物質の安全性という観点から、化学物質の環境内運命（分解、蓄積など）について研究する仕事です。具体的には生分解、魚介類への濃縮性、そして化学物質が環境に残留したらどのような生物へ影響を与えるかという生態毒性を研究しました。1994年からは大学に移り、化学物質だけではなく、もう少し広い観点から環境問題全般について考えるようになりました。

Q 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、化審法）が改正され、生態系の保護が目的に入ることについて、どのような評価をされていますか？



——規制には根拠が必要と言われて、化審法は1973年にできた法律です。世界で初めての化学物質の事前審査制度で、画期的な法律でした。しかし、その目的は人の健康の保護であり、生態系の保全という観点が欠けていたのです。

1987年に第二種特定化学物質を指定できるように化審法が改正された時にも、生態毒性を入れるように動きましたが、受け入れられませんでした。当時、行政の方から「ホタルがいなくなることが具体的にどういう問題になるのか」と問われました。化学物質を規制するということは、モノを自由に作ったり輸入したりするという国民の権利を束縛することですから、行政としては根拠が必要です。私たちとしては「環境や生物に対する影響は人間に対する影響の一つの前兆と位置づけられる」と申し上げたのですが、時期尚早でした。

30年間、生態毒性を入れるように言い続けてきました。化審法ができて30年たって、今回の改正で、はじめて環境・生物の保護も目的に入ることになりました。アメリカやヨーロッパでは1970年代から人と環境の両方の保護を目的にいていましたから、それに比べると30年遅れているとも言えるのかもしれません。

この改正が実現したのには、3つの理由があるように思います。まずは時代の流れです。私たちが30年間言い続けたことがようやく理解されるようになりました。二つ目は、環境庁が環境省へ昇格し、化審法の所管官庁になったことで

す。「庁」と「省」では、権限がまったく異なりますから。三つ目に、これが一番大きいのですが、業界のみなさんのご理解ですね。生態毒性を入れる必要性を認め、賛成してくれるようになりました。

今回の改正は生態毒性が入り管理できるようになるという意味で、非常に大きな前進ではあります。でも、まだ100点満点ではなく、優良可でいうと「良」ですね。「優」にするためには、化審法の目的を抜本的に変えないといけないと思っています。たとえば現在の化審法だと「環境経由」の曝露に限られているので、環境中で分解されるというだけで、100%のお墨付きを与えてしまいます。分解性があれば、蓄積性、人の健康、生態毒性は考慮されません。分解とは、現在の試験法では環境中で4週間のうちに分解するということです。一方、魚やミジンコへの影響はせいぜい長くて4日で判断します。つまり、5日目以降分、分解するまでの4週間以内に影響が出るかもしれません。この点は今後、検討していく必要があります。

Q P R T R 制度にどのような期待をされていますか？

——自主管理を促進するという意味で、エポックメイキングな制度ですね。

化審法ができた1970年代は化学物質の「規制」による事前審査開始の時期です。1990年代に、今までの「規制」に「自主管理」を加えるとい

う新しい時代に入りました。規制には根拠が必要です。しかし化学物質は何万種もあり、多種多様な使われ方をしているので、規制だけでは不十分です。そこで、自主管理を行うという考え方がでてきました。それが具体的な形で現れたのがP R T R制度と考えています。

私の持論ですが、自主管理にはデータの公開が必須です。データを公表して、地域住民からのプレッシャーを受け、はじめて自主的に化学物質の削減を図るという「自主管理」が成立します。日本でN G Oが力を持ってきたので、P R T Rデータを請求し、排出量の大きい企業に対しては、なんらかのかアクションを取るのではないかと考えています。企業側もP R T Rを一つのきっかけに、日頃からの地域住民とよく話し合い、信頼関係を築く努力が必要です。

Q これから求められる化学物質政策をどのようにお考えですか？

——既存物質、特に分析しにくい物質の点検が重要です。新規物質については、事前審査制度がありますし、量的にも多くありません。これからは、圧倒的に量が多い既存物質の点検を促進することが重要です。

今心配しているのは、有機塩素化合物のように分析しやすい化学物質のみが、環境から検出・分析されて話題となっていることです。非意図的な物質も含めて、ある程度環境に存在していても、分析が追いつかないために見落とされている物質がないのかが気になります。化学物質の安全性を点検するのは、製造者責任であり、製造する企業が調べていかなければならないと思います。

そもそも、今のように十分な安全性のデータ

なしに売っているというのがおかしい状況です。企業の人も家庭に帰れば一市民です。家族がいる市民としての立場も忘れないでほしいですね。かつて化学物質でいろいろと事故が起きましたが、原因は人間が化学物質の性状を調べずに安全だろうとタカをくくり使ってきたことです。化学物質は諸刃の剣です。怖がるのは簡単ですが、「賢く使う」ことが人間の知恵ではないでしょうか。そのためには安全性データは必要です。

Q 国民会議の会員の皆さんへメッセージをお願いします。

——国民会議では、事務局長の中下さんをはじめ、みなさん積極的に提言され、がんばっていることに敬意を表します。科学者である立川先生が代表であることも心強いですね。従来のN P Oに対する批判は、科学的な面が弱く感情で行動することでした。専門家の方が集まっている国民会議には、そのような批判は当てはまりません。

21世紀は「安全と安心の社会」と言われます。20世紀には、いかに「安全」を確認するかに注力しました。21世紀に問われることは、いかに「安心」を保障するかということ。安心は、本人が理解して納得しなければ得られません。データに基づいた議論を展開し、扇動ではなく、国民が安心できるようなシステムの構築が必要でしょうね。これから、M P Oが行政とならんで大事な力になっていくでしょう。それは行政にとってもいいことだと思います。N P O自身も、その期待に応えられるようにしっかり力をつけていってほしいものです。

(構成：橋高真佐美／国民会議常任幹事)

「子ども環境保健法」(仮称)の制定を！

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長

中下 裕子

●子どもの周囲には有害物質がいっぱい

いま、子どもを取り巻く環境には有害物質が溢れています。まず、食べ物や飲料水の中には、食品添加物や残留農薬、重金属などが含まれています。住まいの中にも、床、柱、壁、じゅうたん、家具、防虫剤、殺虫剤などさまざまな有害物質が溢れています。このほか衣類やおもちゃ、化粧品、医薬品などにも多種多様な有害物質が含まれています。

子どもたちが毎日通っている保育所や学校も決して例外ではありません。校庭の除草や校内消毒に使用される農薬類、プールの消毒剤、校舎の建材、さらには学校給食まで、さまざまな有害物質が使われています。最近では、こうした有害物質に鋭敏に反応してしまうため学校に通えなくなる「シックスクール症候群」の子どもたちも現れ、深刻な問題になっています。

さらに、有害物質は、母親の子宮の中や母乳中にも含まれています。これらが胎児や乳児を汚染し、子どもの発達に重大な影響を及ぼす可能性があることが指摘されているのです。

●子どもは「小さな大人」ではない

こうした有害物質による健康被害を防止するため、環境基準や食品安全基準などの基準値が定めら

れていますが、それらは大人をベースにしたものがほとんどです。

しかしながら、成長段階にある子どもは、大人と比べて、こうした化学物質の影響を受けやすいことが知られています。化学物質の感受性は成長段階によって大きく異なります。例えば妊娠初期は特に感受性の強い時期で、極めて微量の化学物質でもその後の発達に不可逆的な影響を及ぼしてしまうことが懸念されています。

また、子どもは解毒能力の発達が未成熟です。2カ月齢以下の子どもは、年長の子どもや大人よりも化学物質の半減期は2～4倍長いことが報告されています。このため子どもは大人よりも影響を受けやすいのです。

さらに、子どもは何でも物を口に入れたり、床や土の上をはいはいしてまわることが少なくありません。このため子どもは大人よりも化学物質の曝露量が多くなります。また、体重あたりの水や食物の摂取量や空気の吸引量を比べると、子どもの方が大人よりはるかに多いのです。例えば生後6カ月児では、体重あたりの水分摂取量は大人の7～8倍、食物の量は3～5倍に達することが知られています。このため、体重あたりの量に換算すると、子どもの方が化学物質の曝露量が多いのです。

子ども環境健康法(仮称)の主な内容

- 目的 環境中や食品・家庭用品に含まれる有害化学物質による子どもの健康への悪影響を防止する。
- 基本理念 基本理念として次の3つの原則を定める
①予防原則、②代替原則、③情報公開
- 子どもリスク評価・安全基準値の設定 現行基準を子どもリスク評価の観点から見直し、必要な場合には、子ども基準値を設定する。
- 「子ども環境リスク削減計画」の策定、実施
- 「子ども安全委員会」の設置
・医師、看護師、保健師、公衆衛生・産業衛生の専門家、環境毒性学者、保育・学校関係者、父母代表、NGO

代表から構成される独立の第三者機関である「子ども安全委員会」を設置する。

- ・子ども環境リスク評価・安全基準値の設定、「子ども環境リスク削減計画」の策定
- ・実施につき意見を述べる。
- ・関係大臣に必要な措置を勧告。
- ・資料提出や調査の要請を行う。
- ・リスクコミュニケーション

- わかりやすい情報提供システムの整備
- 調査研究の推進
- 保健・学校関係者、親への教育の推進

子どもは、決して「小さな大人」ではありません。こうした子どもの特性を考えると、子どもの健康を守るためには、大人をベースにした安全基準では不十分であると言わざるを得ません。

●子どもの環境保健に関する8カ国の環境リーダーの宣言（マイアミ宣言）

1997年、G8の環境大臣会合で、こうした環境中の有害物質による子どもの健康への脅威を認識し、子どもの健康を守るための取り組みを行うことを宣言した「マイアミ宣言」が採択されました。

同宣言は、子どもの脆弱性を考えると現行の保護レベルでは十分に子どもの健康を保護できないことがあり得るとの現状認識に立ったうえで、「暴露の予防こそが子どもを環境の脅威から守る唯一かつ最も効率的な手段」であると明言しています。そして、各国は、子どもの環境保健を環境問題の最高の優先順位として取り組むことを誓い、具体的課題として、①子どもの特徴を考慮した環境リスク評価と基準の設定、②子どもの鉛暴露の低減化、③飲料水の安全、④室内及び室外の大気環境の質の改善、⑤環境タバコ煙のリスク削減、⑥内分泌攪乱化学物質による子どもの健康影響の防止、⑦子どもの健康に対する地球の気候変動の影響の考慮、を挙げています。

●子ども環境保健向上のための取り組み

2002年のヨハネスブルクサミットに向けたG8環境大臣会合でも、「子どもの環境保健は、G8の環境大臣にとって特に関心の高い問題である」として、マイアミ宣言が再確認されています。現に、各国や国際機関では、マイアミ宣言を実行すべく、さまざまな取り組みが始められています。

アメリカEPAでは、「子どもを環境リスクから守るためのアジェンダ」を策定し、食品・飲料水に残留する農薬の基準値の見直しや子どもの環境リスク評価に関する調査研究、親や家族への情報提供・教育などを推進しています。

WHOと欧州環境庁は、環境中の有害物質による子どもの健康影響についての共同報告書を公表しています。同報告書では、環境因子による子どものリスクの主なものとして、喘息、負傷、神経発達障害、発がん、食品・飲料水起因の疾病をあげています。

また、環境因子が関連する世界全体の疾病負荷のうち、40%以上が5歳以下の子どもにふりかかっていると試算しています。そして、こうした子どもの環境リスクへの政策的対応として、予防原則の重要性が指摘されています。

わが国でも、東京都が先進的取り組みを行っています。東京都では、「化学物質の子どもガイドライン」の策定に取り組み、既に鉛ガイドライン塗料編・室内空気編を発表し、現在農薬編を策定中です。

●「子ども環境保健法」の制定を

東京都を除いて、わが国のこの分野の取り組みは立ち遅れていると言わざるを得ません。国レベルでは、クロルピリフォスなど子どもの指針値がもうけられた例もありますが、それはごく少数で、現行の基準値等の大半が大人をベースにして設定されたままです。子どものリスクを考慮して基準値を見直すという体系的な取り組みは、未だ着手されていません。

また、子どもの環境保健問題は、環境省をはじめ厚生労働省、農林水産省、経済産業省、文部科学省などの省庁に分かれて所掌されています。しかし、問題となる物質が多数にわたっていることを考えると、子どもの健康を守るためには、予防原則に立脚し、包括的な見地から、複合的対策を総合的・計画的に講じることが不可欠です。

そこで、国民会議では、国・自治体に対して、「子ども環境保健法（条例）」の制定を提言します。マイアミ宣言を誠実に履行するという意味でも、こうした法整備が求められています。

国民会議では、ブックレット『化学汚染から子どもを守ろう』を出版し、子どものリスクを減らすための具体的行動を提案しています。一人一人の皆さんが、これを参考にしてリスクを減らす生活のしかたを心がけていただければと願っています。しかし、こうした個人的努力には限界があることも明らかです。やはり、国・自治体レベルで、基準値の見直しと有害物質の製造・使用規制、代替化の促進に取り組む必要があると思います。

物言えぬ子どもたちの健康を守ることは、私たち大人の責務だと思います。一人でも多くの皆さんが私たちの提言の趣旨に賛同され、共にこの立法運動に加わってくださることを、心より願っています。

International News Clip

(最近の国際動向)

翻訳：森谷 隆

■世界と日本の水道事情

2003年3月16日～23日まで、滋賀・京都・大阪で世界水フォーラムが開催されている。世界の水資源・水道事情はまだまだひどい。10億人を越える人々が安全な飲み水へのアクセスがないままである。更に、安全な飲み水資源そのものを少なくしてしまうような人間活動が世界中で続いている。特に、アフリカ・中東アジア・インド・中国西部・中米・南米では、貧困が根本の原因とされる環境破壊（森林伐採による土壌流出など）や管理・知識・教育が徹底されていないために引き起こされる環境汚染（下水汚染、畜産・工業排水汚染、大気汚染、野焼き）が、ただでさえ少ない飲み水（淡水）資源を汚染し続けている。

一方、日本の水道事情も我々が思っている程、安全ではないのである。

大きな問題点としては、3つある。

- ① 各家庭の敷地内に入ってから設置されている水道管には、以外ではあるが現在でも鉛管が多く使用されていること。
- ② 水道水中のトリハロメタ濃度が、塩素消毒処理で使う液体塩素の量が変化していないにもかかわらず、基準値に近いレベルまで上昇してきていること。
- ③ 水道規制基準に含まれていない農薬が、実はたくさん含まれており、総量濃度で農薬を測定すると、規制値を超える時期・季節が出てきていること。

鉛管の問題については、各家庭で取り替えるとなると、平均40～50万円の費用負担が必要となるので、すぐに各家庭で払えるような額ではない。だからと言って、行政予算は厳しい。当面は、朝一番の水や長期間水道管に溜まっている水（旅行後、帰宅した時など）は、その水をすぐには飲まず、流したままにし、溜まった水が十分入れ替わった後で飲み水とする対策しか無いようである。

トリハロメタンの濃度も、近年、下水処理場処理後に河川へ放流される水の中に、下水処理場で除去しきれない親和性有機物（油分に溶けやすい有機物）が多くなってきていることが原因である。この有機物が塩素消毒処理の際に、塩素と反応し、発ガン性を持つトリハロメタンとなり、その濃度上昇の原因となっている。これは、我々の生活が豊かになり、日々の生活から排出される物が変わってきたことも起因している。何とも、現代社会の皮肉の側面がある。

農薬の問題も、現在の水道規制基準体系自体が古く、現代の変化に対応しきれていないことが原因である。今の水道規制基準は、10年以上前に整備された法律である。その頃に主流であった農薬（シマジンなど）は、現在主流ではなくなってきている。新しい農薬が次々に開発され、季節、作物、各地方に生息する害虫に適した農薬など、時期・地理・気候などによって、各地域の農業で使用される農薬は刻々と変化している。農薬含

有量全体の総量濃度で規制して行かない限りは、現在の水道浄化処理でこれらの農薬を浄化しきれていない。つまり、これらの農薬が素通りで、各家庭の台所・洗面所に届いていることになる。

雨量と四季の気候に恵まれた日本ではあるが、その水道水は、国民が思っている程、安全ではないといえよう。

（出所：世界水フォーラムホームページ、2003年3月14日放送、NHK、水問題番組）

■第1回世界グリーン・ケミストリー会議、日本で開催！

2003年3月12日～14日、世界グリーン・ケミストリー会議が、日本化学学会などを中心とするグリーン・ケミストリー・ネットワーク団体により開催された。石油・化学・製薬・電気・通信・金属/材料機器業界の企業の多くも参加し、米国マサチューセッツ大学の研究グループにより集約された、12のグリーン・ケミストリー指針が議論・共有された。この12の指針は、企業の化学物質削減活動がコスト削減や環境への影響を軽減した多くの成功例と環境にやさしい化学物質の新しい合成方法などの研究成果を収集・分析し、根本的にどんな考え方や行動が、理想とする“グリーン・ケミストリー”に繋がるかという点を集約したものである。

例えば、次の内容のような指針である。

- ① 化学物質が生成されてしまった後で、処理や浄化をするより、生成される際に、生成後のことも考えて分子構造を熟慮の上デザインするか、必要でない限り生成させないこと。
- ② 化学物質の生成・合成方法は、シンプルな物が一番である。溶媒・触媒・中間体を余計に使うような生成・合成方法をしてないこと。
- ③ 目的とする化学物質を生成・合成するために、全てのプロセスを通して、毒性の高い化学物質が生成・合成されることが少しでもあってはならない。全てのプロセスを通して、環境に影響を与えず、目的とする化学物質を生成・合成することが、経済面でもビジネス面でも重要である。

かなりあたり前というか、人間社会の道理・理想として、社会のあるべき姿と企業や経済という側面におけるその考え方を明確に指し示すものであった。膨大な情報や成功例の収集・分析を経て集約された、12のグリーン・ケミストリー指針が明確にしたことは、人類の営みは、やはり地球・自然との共生という考えを、“常に”どんな場面・活動においても“実践”し、その実践の上で人類は生きて行かなければならないという、究極の理想論に行き着き、やはりこれしかないのだということを、再認識させるものであった。

（出所：グリーン・ケミストリー・ネットワーク ホームページ）

◎食品プロジェクトブックレット出版記念シンポジウム

『食品のダイオキシン類汚染—魚介類を中心に』

◇日時：5月17日（土） 午後1時30分～4時30分

◇場所：上智大学中央図書館L-921室

◇参加費 会員500円 会員以外1000円

◇報告者 国民会議代表 立川涼さん

・食品問題プロジェクト座長 森脇靖子さん

・国民会議副代表 神山美智子さん ほか

◇連絡先：国民会議事務局まで

◎国民会議ブックレット①『科学汚染から子どもを守る』

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議子どもプロジェクト他編・著

B5判60ページ 定価=800円（会員500円）+税

主な内容は本ニュースレター8ページをご覧ください。

延べ20人のメンバーで執筆しました。大いに広めていきたいので、どうぞ協力をお願いいたします。

お申し込みは国民会議事務局まで、下記の内容を記入し、FAX（03-5907-1412）で送信してください。

①冊数（注：複数冊注文は送料が安くなります。10冊以上送料無料）

②お名前

③ご住所

④お電話・FAX番号

⑤会員の場合は会員番号

◎活動報告（03/2～3）

2月3日 オーフス・ネット準備会学習会 報告者／池田直樹氏、越智敏裕氏（弁護士）

2月6日 ダイオキシン委員会学習会 報告者／藤原寿和氏（国民会議常任幹事）

2月8日 千葉県石けん連主催、国民会議後援シンポジウム「子供の健康が脅かされる」（千葉） 立川代表、中下事務局長ほか出演

2月13日 常任幹事会

2月14日 子どもプロジェクト編集会議

2月24日 子どもプロジェクト編集会議

2月26日 子どもプロジェクト編集会議

2月26日 オーフス・ネット準備会学習会

講師／高村ゆかり氏（静岡大学）

3月1日 環境教育チーム小学習会 講師／松原健司氏（淑徳大学）

3月8日 Tウオッチ主催、国民会議協力 有害化学物質削減をめざすシンポジウム 中下事務局長出演

3月10日 オーフス・ネット準備会シンポジウム「環境保全のための市民・NGOの裁判権を確立するために」 報告者／越智敏裕氏（弁護士） 大久保規子氏（甲南大）ほか

3月13日 常任幹事会

3月20日 環境省主催 化学物質と環境円卓会議 中下事務局長出席

3月22日 子どもプロジェクト出版記念シンポジウム「化学汚染から子どもを守ろう」 藤田紘一郎氏（東京医科歯科大）ほか

3月25日 環境省主催 化学物質関連規制における市民参加促進手法検討会第2回ヒアリング 中下事務局長出席

3月30日 ダイオキシン委員会主催シンポジウム「循環型社会における廃棄物処理とダイオキシン対策」 青山貞一氏（環境総合研究所）ほか

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

ほくろ美人は花粉症にかからない？

天気予報で「花粉情報」が始まり、花粉症の時季になった。最近、顔の下半分を覆う大きな専用マスクが流行っているようで、「銀行強盗」や「手術中の医者」などと見間違えような男女を、よく通勤電車で見かける。

人体は、スギ花粉などの異物（抗原）が入ってくると、これに抵抗する物質（抗体）が体内にできて、異物を無害なものにして体外に排出しようとするが（免疫）、この作用があまりに過剰に反応する（アレルギー）と、病気（自己免疫疾患）になってしまう。これが、花粉症の仕組み。

花粉症は、ここ30年の間に急増している。杉林はその以前からあるし、患者は山間部より大都会に集中しているから、その原因は、スギ花粉だけではなく、他の微粒子との「複合汚染」であるといわれる。

国民の1割に当たる1200万人がその患者

とされている花粉症の増加は、73年10月の石油危機をきっかけにしたディーゼル車の急増と時季が合致している。スギ花粉とディーゼル車の排気ガス「ディーゼル微粒子」との結合が、アレルギー性鼻炎を引き起こすことは、マウスの実験などで証明されている。ディーゼル車の急増と、肺がんやぜん息の患者の急増も時期を同じくしている（参照『ディーゼル車公害』川名英之著、緑風出版）

ところで、「ほくろの多い人は花粉症にかからない」と、天気予報のモリタサンがラジオで言っていた。まさかと思って身近な人に当たってみた。なんと、百発百中。

どうやら、ほくろのない人は、免疫力が強くて（だから、ほくろができない）過敏に反応することと関係があるらしい。

もちろん、本当は、花粉症と美人かどうかとは関係ないし、付けほくろをしても、花粉症は防げない。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第22号

2003年3月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒170-0004

東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1F

環境市民ひろば

TEL 03-5907-1411

FAX 03-5907-1412

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>